

春は異動の季節

国民年金の手続きを忘れずに！

春は、就職や退職など異動の季節です。この異動に伴い国民年金の資格取得や資格喪失の手続きが必要になります。忘れずに手続きをしましょう。

■会社等を退職したとき

会社を退職したときは、国民年金への加入（資格取得）手続きが必要です。（ただし、20歳から60歳までの方）

○手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・退職日がわかるもの（離職票等）
- ・印鑑（本人の届出の場合には不要）

■会社等に就職したとき

会社等に就職し、厚生年金や共済年金に加入したときは、国民年金をやめる手続きが必要です。

○手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・新しい職場の健康保険証（コピー可）
- ・印鑑

■扶養に入ったとき

厚生年金・共済年金に加入している配偶者の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者になるときは、配偶者の勤務先から

社会保険事務所へ手続きをします。自分で手続きをする必要はありません。

■扶養からはずれたとき

収入が増えて扶養からはずれたとき、また、配偶者が仕事を辞めたときなど、第3号被保険者に該当しなくなつたときは、第1号被保険者への切替えの手続きが必要です。

○手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・扶養からはずれたことがわかるもの
- ・印鑑

詳しくは、次のところへお問合せください。

【問合せ】

保険年金課（内線141）

笠間支所市民窓口課

岩間支所市民窓口課（内線72140）

水戸南年金事務所

（内線73182）

TEL 029（227） 3251

市長コラム

「役所の商品」

知っていますか？ 現在、市で実施している事業です。「かさま健康ダイヤル24」「医療費自己負担助成事業（マル福）」「市民活動助成費」「全国大会出場助成費」など。残念ながら、中には、あまり利用されていない制度もあります。

市では、新年度のスタートに伴い、毎年いくつかの新しい制度や事業を開始します。市民の皆さんに周知するために、市報や週報、ホームページ、チラシ等でPRを行っています。ご覧にならない方もたくさんおり、周知徹底には時間がかかります。

新事業、制度は、役所にとつてのいわば新商品です。市民の皆さんにどう売り込むのか、どう活用していただくのか、工夫をしていますが、なかなか成果に結びつかない現状もあります。良い制度であっても、利用されなければ価値がありません。本年度は、反省のもと、広報体制の充実と専門の担当職を配置し、周知徹底に努めてまいります。

この春のラインナップ（新年度の主な制度）は、「ファミリーサポート事業（育児援助事業）」「医療費自己負担助成事業（マル福）の拡充（小6までの拡大）」「高齢者人間ドック助成事業」「太陽光発電・エコキュート助成事業」などなど。ぜひ、ご利用ください。

また、今年のイベントとして、8月に全国高等学校ゴルフ選手権大会が宍戸ヒルズで行われます。また、11月には、笠間市合併5周年の記念事業としてNHKのど自慢大会が市民体育館で行われますので、どうぞ、お楽しみに！

笠間市長

山口伸樹



国道355号バイパス開通式典にて